



2021年5月14日

各 位

会 社 名 宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 青 田 重 利
(コード番号 3431 東証第一部)
問合せ先 グループ企画管理本部IR室長 瀬戸井 裕
(TEL 03-5649-0111)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第18回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、2021年3月22日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて、移行後の役員人事につきましては、同日付の「監査等委員会設置会社移行後の当社役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) なお、本議案における定款変更については、2021年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月25日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第9条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって</u>選定し、公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>選定し、公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 (条文省略)

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は取締役の全員が取締役会

の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第31条～第32条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第30条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第32条～第33条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 42 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 43 条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第34条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会は、法令または定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集権者)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</u></p> <p><u>(監査役等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第38条 監査役等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第39条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第40条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役等委員会規則)</u></p> <p><u>第41条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p>

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

第 48 条～第 51 条 (条文省略)

(新設)

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計算

第 46 条～第 49 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 18 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償請求を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。